

○ 太田市外三町広域清掃組合職員団
体のための職員の行為の制限の特
例に関する条例

平成 1 1 年 6 月 1 日

条 例 第 1 6 号

改正 平成 1 2 年 9 月 1 日条例第 1 号

改正 平成 1 7 年 3 月 2 8 日条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 5 5 条の 2 第 6 項の規定に基づき、職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる場合に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 前条の職員団体のための職員の行為の制限の特例に関しては、太田市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（平成 1 7 年太田市条例第 6 0 号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 9 月 1 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 3 月 2 8 日条例第 2 号）

この条例は、平成 1 7 年 3 月 2 8 日から施行する。